

平成23年4月18日 役員会決定

東日本大震災により実家または学資負担者が被災した学生を支援するため、「生活支援奨学金」として、下記のとおり支給する。

記

1. 支援金名称：京都教育大学生生活支援奨学金
2. 支給対象者：平成23年3月11日に発生した東日本大震災（東北地方太平洋沖地震等）により、実家または学資負担者が被災し、経済的支援が必要な学生
3. 支給額：5万円（月額）
4. 支給期間：平成23年4月から平成24年3月まで
5. 支給方法：原則1ヶ月毎に、届出の金融機関口座へ振込による支給
6. 受付窓口：学生課奨学・就職支援グループ
7. その他：給付型とし、返還の義務はない。  
申請方法および申請期間等の詳細については、学生課奨学・就職支援グループ窓口へ